

浜松市公告第66号

浜松市森林整備計画を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により公告し、当該浜松市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、当該浜松市森林整備計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、浜松市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 8年 2月 6日

浜 松 市 長 中野 雄介

1 縦覧場所

浜松市役所産業部林業振興課

2 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年3月1日